

# 藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業補助金交付要綱

制定 平成29年3月29日

(趣旨)

第1条 藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、藤沢市補助金交付規則（昭和35年7月藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）、藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業実施要綱（平成29年3月29日。以下「実施要綱」という。）及びこの補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる事業は、藤沢市下水道条例第56条第1項に基づき市長が指定する浸水被害対策区域において、民間事業者等が「藤沢市特定地域都市浸水被害対策計画」（以下「事業計画」という。）に基づき設置する雨水貯留施設及びこれを補完する施設（以下「雨水貯留施設等」という。）の整備（以下「補助事業」という。）とする。

但し、藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成20年12月26日条例第19号）及び特定都市河川浸水被害対策法（平成15年6月11日法律第77号）の適用を受け、設置が義務づけられる雨水貯留施設等に係る必要貯留量は補助の対象から除くものとする。

また、補助の対象とする雨水貯留施設等の規模は、貯留量を100m<sup>3</sup>以上とする。

(補助の対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に規定する雨水貯留施設等の整備に要する費用のうち、次の各号に規定するものとする。

- (1) 土木工事
- (2) 電気設備工事
- (3) 機械設備工事

(補助金の額)

第4条 市長が交付する補助金の額は、予算の範囲内において、次のいずれかの額のうち最も少ない額以内とする。

- (1) 雨水貯留施設等の整備に要する経費の3分の1の額
- (2) 民間事業者等に対し国が経費の一部を補助する額

(3) 雨水貯留施設等を活用することにより、削減された藤沢市による下水道施設の整備費のうち、国庫補助負担分を除いた額に相当する額

2 補助事業に要する経費には消費税を含み、千円未満の額は切り捨てるものとする。

(事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は実施要綱の第4条に規定する事業計画を作成し、市長と協議のうえ、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、工事着手前に藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、工事着手前までに市長に提出しなければならない。

(1) 藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業計画説明書(第2号様式)

(2) 国が事業計画を同意した同意書の写し(同意を確認できる文書)

(3) 収支予算書(第3号様式)

(4) 課税・納税状況確認の同意書(第4号様式)

(5) その他市長が必要と認めた書類

2 規則第3条2項3号の規定にする補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類は前項第3号の収支予算書を用いる。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

3 補助金を交付しない旨の決定通知は、藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業補助金不交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

4 交付の可否を決定する際には、地方税法(昭和25年法律第226号)第3章に規定する市町村の普通税又は同法第4章第6節に規定する都市計画税を滞納していないことを条件として確認する。

(届出義務)

第8条 補助金の交付決定を受けて事業を行うものは、事業に着手するときにあつては、

事業着手届(第7号様式)を、完了したときにあつては、事業完了届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第9条 第7条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業計画変更承認申請書(第9号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、国も計画変更を承認することを確認したうえで藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業計画変更承認通知書(第10号様式)により通知する。

(事業実績報告書の提出)

第10条 当該事業を完了したときは、藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業実績報告書(第11号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業を完了した日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(第12号様式)

2 次に掲げる書類及び補助事業の内容を考慮し、市長がその都度定めるものとする。

(1) 検査済証又はこれに類する書類の写し

(2) 工事費等の精算に関する書類(領収書等

(3) 工事完成写真

(4) その他事業の完了を証するために必要な書類

3 前項第2号に記載の領収書等は補助事業に係る全ての領収書等とする。

(補助金の交付時期)

第11条 補助金の交付時期は、工事が完成した後、検査を行い、事業が完了した後とする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を事業完了後速やかに市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第12条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める取得財産に係る耐用年数期間(以下「省令に定める期間」という。)と同じ期間

保管しておかなければならない。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定又はその一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業により取得した財産を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換、貸し付け、担保に供し、又は取り壊したとき。
- (3) 補助対象事業者（補助対象事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（補助対象事業者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員をいう。以下、この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められたとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条及び規則10条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助対象事業者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(管理方法等に関する協議)

第15条 補助事業者は、補助をうけて整備した雨水貯留施設等の適正な維持管理

に努めるとともに、管理方法等について市長が実施要綱第7条に基づき協議を求めた場合には、これに応じなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市特定地域都市浸水被害対策事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という)以前に着工し、施行日以後に完了予定の雨水貯留施設等については、特定地域都市浸水被害対策事業に基づく事業計画の同意を国から得ることを前提に本要綱の適用を認める。